

令和4年度第8回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月9日(水) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義	

憲

4. 欠席委員(2人) 12番 細山周一 13番 國岡智志

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴

次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、令和4年度第8回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。
開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。本日、第8回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

毎月、毎回のこの総会におきまして、コロナ禍、コロナ禍ということでもありますけれども、ちょっと落ち着いたかなあと感じておりましたところが、第8波が来るのではなかろうかということで、昨日の状況を見ますと、北海道では9千人からまた増え、鳥取県も4百何名ということで、これから第8波の影響が出て来るのではと大変心配を致しておるところでもあります。

さて、皆さんもご存じのように、智頭町の農業の基幹産業と言いますと、やはり水稻であります。22年産米の、9月25日を基準日で農水省が収穫量予想を発表したのを見ましたところ、約100だと言っておりましたけれど、前年実績よりも4.3パーセント減ったということで、約670万トン需給均衡へ国が示す適正生産量を0.7パーセント下回ったということであります。作付面積は125万ヘクタール。農水省が生産目標数量配分を止めた18年以降、適正量面積ベースで初めて達成したと言われております。

また、農水省は2023年度、20日に主食用米の需給に見合った適正生産量を669万トンということで設定された面積で需給均衡を図ったというふうに言われております。

近年、地球温暖化ということが叫ばれておりまして、食糧の安全保障だとかということがありますが、この農畜産物の収量や品質に影響を与える食糧安全保障を脅かす重大なリスクにもなっておるということではないでしょうか。

本年は平均気温が高かったと。全国的に高く推移しまして、米は収量や品質低下の原因となる白未熟粒、これが約31県域に及んでいると、そこで発生しておると。特に鳥取県におきましてもこの影響と、またカメムシの被害、収量や品質低下が検査結果で表れておると言われております。

また暑さに弱い乳用牛でございますけれども、これも19県域ですか、これも乳量や乳成分が低下したと言われておるのが現状であります。

温暖化による農畜産物の収量や品質の低下は食糧安全保障を揺るがし、国民全体の問題ではないでしょうか。日本の食料の自給率はカロリーベースで38パーセントです。政府は2030年には45パーセントに上げるという目標を掲げておりますけれども、この達成には、やはり温暖化対策は避けて通れない状況であります。

それから、先だって10月13日、都道府県農業会議の会長大会が開催さ

	<p>れました。コロナ禍の関係もございますのでWeb会議ということで開催されました。課題は先月申し上げたと思いますけども、5月20日に農業経営基盤強化促進法の一括法が成立したと申し上げたと思いますけれども、その改正内容の説明が大半でありました。この取り組みにつきましては、各市町村の農業委員会向けに研修会等々をもって、農業委員・最適化推進委員に理解をしていただきながら、もう一点は農山漁村活性化法というのもございます。</p> <p>これは皆さんご存じのように、これから次々と農地としては対応しきれないそうした場合は、それぞれ農業団体であるとか、農業委員の皆さん、土地改良区の方々が一応その辺りを検証した中で、行政がこれをまとめ、県の方で一つの方針を出し、その中で、いま山林化の問題であるとか、あるいは鳥獣害等の被害の緩衝帯を作っていくとか話が出ておりますけど、やはりこういう課題がこれから智頭町の行政の中にも、この取り組みが必要になってくるではなかろうかなと、こういうふうに思っておりますので、今後とも農業委員の皆さん、また最適化推進委員の皆さんには、農地法あるいは農政関係の法改正によって、我々に課せられる、先だっても言いましたけど、下限面積の問題もあります。それから活動記録の問題もあります。中々厳しい状況ではありますけれども、皆さん方が一つになりまして、何とか智頭町の農業、このものが農地を守り活かして、これから智頭町が将来に向かって、農地が継続して取り組めるような形を生み出していきたいなど、いうふうに思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、9番 寺坂富雄委員、10番 植木克茂委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地が8筆ありまして、所在が大字穂見字隈ノ元150番、地目は畑、面積69㎡。二筆目が大字穂見字正ノ田236番2、地目は田、面積98㎡。三筆目が同じく字正ノ田245番1、地目は田、面積335㎡。四筆目が同じく字正ノ田247番1番、地目が田、面積886㎡。五筆目が大字穂見字小谷口1074番、地目は田、面積528㎡。六筆目が同じく字小谷口1075番、地目が田、面積956㎡。七筆目が大字穂見字山ノ神ノ元1061番、地目は田、面積805㎡。八筆目が同じく字山ノ神ノ元1062㎡、地目は田、面積733㎡の、8筆合計が4,410㎡です。</p> <p>権利種別は3条の無償移転、贈与です。</p> <p>譲渡人は穂見236番地の●●●●さん。譲受人は同じく穂見236番地の●●●●さんです。</p> <p>申請事由としましては、●●●●さんから同居する子の●●●●さんのへの親子間の経営移譲となっております。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。穂見集落に点在する8筆となります。2ページから5ページにそれぞれの公図、6ページが現況写真、航空写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>番号1につきまして、調査結果の報告をいたします。</p> <p>申請代理人の●●●●に内容を確認しましたところ、農地法第3条の審査基準に基づき調査したところ、申請どおりで間違いなことが分かりましたので報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p>

事務局書記	<p>次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>農地の所在が大字三田字和田口67番、地目は田、面積50㎡です。</p> <p>権利種別は所有権移転です。譲渡人が山根5番地7の●●●●さん。譲受人が智頭2668番地1の●●●●さん。転用の目的は駐車場及び資材置き場となっております。転用理由としまして、「隣接地66番の転用申請をする際、申請地も含まれていると思い込んでいた。進入口側であるため、許可済地と同時に転用したい」となっております。</p> <p>こちらは、今年7月の総会で農振除外議案として取り扱ったものです。</p> <p>立地基準、一般基準ともに満たしており、資力については通帳の写しで確認できております。また、譲受人が農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断されるものです。</p> <p>許可後6ヶ月で工事を完了する予定で、転用の妨げとなる権利を有するものはいなく、周辺の農地に与える影響も少ないため、転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の7ページをご覧ください。集落から離れた、木工団地に上がる手前の農地になります。青い線で囲ってある部分が、既に転用許可済となっており、赤い線で囲った場所が、今回の転用申請地となっております。</p> <p>8ページに公図、9ページから11ページに事業計画書、12、13ページに被害防除計画書、14ページには土地利用計画図、そして15ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>11月4日、申請代理人である●●●●さんの事務所に電話をしました。譲受人は思い込みでこの場所も含まれていると思っていたが、よくよく調べれば違っていたということで、前回同様、転用したいということで、今回の申請となったそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
事務局書記	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定することになりました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が、大字中原字大シャレ564番2、地目が畑、面積は198㎡です。二筆目が同じく字大シャレ564番8、地目は畑、面積161㎡で、二筆の合計が359㎡となっております。所有者は東京都目黒区の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「20年以上前に植林し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の16ページをご覧ください。17ページに公図、18ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、5番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5番	<p>現地を先月28日に確認しに行きました。ここは横瀬のキャンプ場、養魚場があったところの上流、部落の水力発電所があったところに隣接したところでありまして、30年生ぐらいの杉が植わっておりまして、明らかに農地がないことを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)

議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>10月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。利用権設定面積ですが、全て田んぼで合計7,610㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が3名、受ける者が1名となっております。</p> <p>期間につきましては、5年から10年未満のものが5,528㎡、10年以上のものが2,082㎡となっております。</p> <p>それでは5ページで詳細について説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手する者あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第8回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時18分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年11月9日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 寺坂 富雄

智頭町農業委員会委員 植木 克茂